

平成29年4月1日

スポーツプラスおおはる会員の皆様へ

スポーツプラスおおはる
理事長 安井 久典

暴風警報などの発表に伴う講座について

スポーツクラブおおはるでは、見出しのことにつきましては、次のようにさせていただきます。あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

- 1 大治町に暴風警報が発表されたとき
大治町に東海地震注意情報又は警戒宣言が発表されたとき
スポーツセンターが避難所になったとき
スポーツセンターに突発性の重大事故が発生したとき

- ア 講座は中止とします。
 - イ 講座開始後の場合には、中止し、状況に応じて帰宅。
 - ウ 発表後におみえになった方には、中止を伝え、状況に応じ帰宅。
 - エ 講座を別の日には設定しません。参加費は翌月の参加費に振り替えます。
- 暴風警報以外の警報が発表されたときには、状況に応じて開講するかどうか判断します。開講しない場合には、講座の受講者には電話等で連絡をし、中止を伝えます。

- 2 大治町に発表された暴風警報、東海地震注意情報又は警戒宣言が解除されたとき

- ① 午前7時までに解除された場合

- ・ 平常通り講座を開きます。

- ② 午前7時から午前11時までに解除された場合

- ・ 午前の講座は中止します。1のエになります。午後の講座は開きます。

- ③ 午前11時以降に解除された場合

- ・ 午後の講座も中止します。1のエになります。

- 3 スポーツセンターの避難所が解かれたとき
スポーツセンターの突発性の重大事故が収拾したとき

- 施設の被害状況などより、開講するかどうか判断します。開講する場合には、講座の受講者に電話等で連絡をし、開講を伝えます。

【 問合せ先 】 スポーツプラスおおはる 052-217-6211